

「運行管理業務と安全」マニュアルの修正箇所一覧 ※令和4年5月：最終改訂版

目次	ページ	修正	修正場所	概要
はじめに		○	改訂版発刊月に更新	
1. 運行管理業務の目的と体制の整備	1	○	事業用貨物運転者に対する指導・監督指針の見直し、荷待ち時間「30分以上」や附帯作業を行った場合の乗務記録への記載の義務付けについて追記	
	2	○	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年告示第1366号）の改正を反映 トラックドライバーの荷待ち時間等の記録義務づけについて「貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」（平成29年5月31日公布）の改正を反映 荷役作業や附帯業務の乗務記録への記載について「貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」（令和元年5月31日公布）の改正を反映	
2. 貨物自動車運送事業関係法令体系	3	○	第3条の2、第3条の3、第3条の4、第9条の4を追記	
	4		3ページの関係法令体系変更に伴うレイアウト変更	
3. 運行管理業務内容				
3-1 貨物自動車運送事業者の 遵守事項と運行管理者の業務	5	○	文章	「同規則第3条～第12条」に更新
	6	○	第4の2号	「乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により」に更新
3-2 運行管理業務について				
① 選任				
1 運転者の選任	7	○	1.事業者は、業務に……※部分	「……の地域における事業については、制約を受けないことがあります。」に更新
	8	○	根拠規定	「国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号（令和3年1月26日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」」に更新 「国自貨第77号（令和元年8月1日）「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車許可……」」に更新
2 運行管理者の選任	9	-		
	10	○	2運行管理者の選任数■IT点呼	解釈及び運用通達にあわせて更新
	11	○	〃 ■遠隔地IT点呼	新たに追加
	12	○	5運行管理者の資格要件	「(2)事業用自動車の運行管理に関し5年以上の実務経験を有し、かつ、その間に国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する……」に更新
	13	○	6補助者の選任口、	「疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により」に更新
3 整備管理者の選任	14	○	注意！	運行管理者返納命令の改正に伴い①、②、③の文書更新及び⑧を追記 「国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号（令和3年1月26日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」」に更新 「「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」（平成8年11月1日 国自貨第104号自環第245号一部改正 令和2年11月18日）」に更新
	15	-	根拠規定	
3 整備管理者の選任	16	○	2 整備管理者の選任届	※部分「必要書面の提出」箇所について、国自整第216号（平成28年11月30日改正）にあわせて追記
	17	-		
	18	○	8 選任後研修の実施時期と頻度	国自整第216号（平成30年9月28日）改正にあわせて追加
② 過労運転の防止				
1 休憩、睡眠・仮眠施設の 整備・管理・保守	19	-		
	20	○	注意！ 根拠規定	「事業の許可や事業計画を変更する際は、休憩施設に必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の提出が必要です。」を追記 「国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号（令和3年1月26日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」」を追記 「国自貨第80号（令和元年9月18日）「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱 について」を追記
2 勤務時間と乗務時間の設定	21	-		
	22	○	4乗務割りにあたって	⑦を「疾病、疲労、睡眠不足その他の理由による……」に更新
3 乗務員の健康状態の把握	23	○	根拠規定	「国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号（令和3年1月26日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」」に更新
	24	○	ポイント2.	「疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により……」に更新
			1 事業者の役割	(1)を「疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により……」に更新 (3)を「1月当たり80時間を超え……」に更新 (4)を「事業者が自主的に定める基準に該当する労働者に対する面接指導（努力義務）。」に更新
25	○	URLとQRコード	URLを追加「 https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html 」するとともに、QRコードも掲載	
4 交替運転者の配置	26	○	根拠規定	「国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号（令和3年1月26日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」」に更新 「過重労働による健康障害防止のための総合対策について（令和2年4月1日 基発0401第11号 雇均発0401第4号）」に更新
			根拠規定	「国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号（令和3年1月26日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」」に更新

「運行管理業務と安全」マニュアルの修正箇所一覧 ※令和4年5月：最終改訂版

目次	ページ	修正	修正場所	概要
③ 点呼				
1 点呼の実施	27	○	1点呼とは	「運行上やむを得ない場合」の最下段「なお書き以降」の個所について、解釈及び運用通達にあわせて更新
	28	○	3点呼の種類と確認・指示事項	(3)を「疾病、疲労、睡眠不足等の状況を…」に更新
	29	○	4点呼の記録	(1)の二つ目の・を「疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により…」に更新
	30	○	4点呼の記録	(3)を「酒気帯びの有無、睡眠不足等の健康状態について…」に更新
			点呼記録簿帳票(例)	(3)⑦を「運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況」に更新
	31	○	5中間点呼の実施と運行指示書の携行(1)「その他の方法」	「睡眠の状況」欄を盛り込むなど更新
	32	○	運行指示書(例)	解釈及び運用通達にあわせて更新
	33	○	8 IT点呼	「様式例」を更新
	34	○	【Gマークについて】	解釈及び運用通達にあわせて全体的に見直し更新
			9遠隔地IT点呼	評価点数101点に更新
	35	○	10他営業所点呼	解釈及び運用通達にあわせて更新
			11同一敷地内に複数の営業所が存在するグループ企業の点呼	解釈及び運用通達にあわせて全体的に見直し更新
			12受委託点呼	解釈及び運用通達にあわせて全体的に見直し更新
	37	○	表(飲酒運転に対する行政処分)	パンフレット「飲酒運転の根絶を目指して」にあわせて更新
	38	○	表(飲酒運転に対する罰則)	パンフレット「飲酒運転の根絶を目指して」にあわせて更新
			根拠規定	
39	-			
40	-			
④ 過積載の防止				
1 過積載自動車の運転禁止	41	-		
	42	-		
	43	-		
	44	○	3貨物自動車運送事業者の過積載違反に対する処分	(2)の「基準日車数」を処分通達の表現にあわせて更新
			根拠規定	「貨物自動車運送事業法17条(輸送の安全)第3項」に更新 「国自安第74号、国自貨第78号、国自整第68号(令和元年10月31日)「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて」」に更新 「国自安第75号、国自貨第79号、国自整第69号(令和3年5月28日)「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」」に更新
2 貨物の積載方法	45	-		
	46	-		
	47	-		
	48	○	ポイント3.	ダブル連結トレーラを追記

「運行管理業務と安全」マニュアルの修正箇所一覧 ※令和4年5月：最終改訂版

目次	ページ	修正	修正場所	概要
⑤ 指導・監督				
1 運行管理者への指導・監督及び研	49	-		
	50	○	根拠規定	「国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号（令和3年1月26日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」」に更新
	51	-		
	52	○	注意！	「基礎講習、一般講習、特別講習については、独立行政法人自動車事故対策機構をはじめ、民間の…。」に更新、及びQRコード追加
2 乗務員に対する指導及び監督	53	○	ポイント5. ポイント（注）	「…少なくとも過去3年間の事故歴を把握する…」を追記 (注3)に、「事故歴は事業用自動車に限りません。」を追記
	54	○	1乗務員に対する指導及び監督	国土交通省告示第1092号等にあわせて最後の段落を更新
			2特別な指導の内容、時間及び実施時期	(2)①について、解釈及び運用通達にあわせて、事業承継の場合の運転者教育に係る内容を見直し更新
	55	○	表(初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間) 3国土交通大臣が認定する適性診断とは	指導監督指針の改正にあわせて12項目の内容にあわせて更新。また、解釈及び運用通達にあわせて、添乗等により指導する場合の内容を注記 (2)について、解釈及び運用通達にあわせて全体的に見直し更新
56	○	4記録について	解釈及び運用通達にあわせて更新	
		根拠規定	「国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号（令和3年1月26日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」」に更新 「国土交通省告示第1092号（平成18年9月19日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第7項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」」を追記	
3 乗務員及び運転者が遵守すべき事	57	○	ポイント2.	(2)を「疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により…」に更新
	58	○	運転者の遵守事項 根拠規定	「疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により…」に更新 「国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号（令和3年1月26日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」」に更新
⑥ 記録の管理				
1 乗務記録の管理	59	○	ポイント1.	(6)について、待機時間と附帯作業について追記
	60	○	1乗務記録の活用	(4)及び(5)について、待機時間と附帯作業について追記
			イラスト	待機時間と附帯作業について追記
	61	○	根拠規定	「国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号（令和3年1月26日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」」に更新
62	-			
2 運行記録計による記録と管理	63	-		
	64	-		
	65	-		
	66	○	根拠規定	「国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号（令和3年1月26日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」」に更新
3 事故の報告及び緊急時対応 マニュアル	67	○	1.事故（定義）	(3)について、傷害を受けた者の内容を見直し更新
	68	○	1.事故（定義）	(5)のホについて、放射性同位元素等の規制に関する法律に照らして更新
	69	○	3速報	(4)及び(5)について、自動車事故報告規則に照らして更新
	70	○	根拠規定	「国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号（令和3年1月26日）「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」」に更新
	71	-		
	72	○	速報様式	国土交通省自動車局の組織改正に伴い変更。また、速報様式を刷新
	73	○	連絡体制	国土交通省自動車局の組織改正に伴い変更
	74	-	速報様式	速報様式を刷新

「運行管理業務と安全」マニュアルの修正箇所一覧 ※令和4年5月：最終改訂版

目次	ページ	修正	修正場所	概要
⑦ 各種規程類				
1 運行管理規程	75	-		
	76	○	イラスト 根拠規定	運行管理規程の(例)について、都道府県トラック協会などのホームページに掲載されている場合があることを紹介する記述に変更 「国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号(令和3年1月26日)「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」」に更新
2 乗務基準の作成(特別積合せ)	77	○	根拠規定	「国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号(令和3年1月26日)「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」」に更新
3 服務規律の作成(特別積合せ)	78	○	根拠規定	「国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号(令和3年1月26日)「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」」に更新
4 整備管理規程	79	-		
	80	-		
	81	-		
	82	○	整備管理規程(例)	整備管理規程(例)の変更、URLの変更、QRコードの追加
⑧ 車両管理				
1 点検整備(日常・定期)	83	-		
	84	○	4自動車の構造・装置や使用状況 に応じた点検・整備	解釈及び運用通達にあわせて、自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備に係る内容を追加
			根拠規定	「貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2(点検整備)」に更新 「国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号(令和3年1月26日)「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」」に更新
	85	-		
	86	-		
2 施設管理(自動車庫の確保・ 管理を含む)	87	-		
	88	○	根拠規定	「貨物自動車運送事業輸送安全規則第6条(自動車庫の位置)、第3条の3(点検等のための施設)」に更新 「国自貨物第77号「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」」に更新 「国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号(令和3年1月26日)「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」」に更新
⑨ その他				
1 運転者台帳の作成	89	-		
	90	-		
	91	○	運転者台帳の記載の一例 根拠規定	運転者台帳の記載の一例を刷新 「国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号(令和3年1月26日)「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」」に更新
2 異常気象時等における措置	92	○	解説1	URL及びQRコードの追加
	93	○	2異常気象時における措置の目安	令和2年2月の国土交通省自動車局貨物課長通達発出内容にあわせて追記
			根拠規定	「国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号(令和3年1月26日)「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」」に更新
	94	○	表(全国トラックステーション)	最新の状況にあわせて更新
95	○	道路交通情報のお問い合わせ先	最新の状況にあわせて更新	

「運行管理業務と安全」マニュアルの修正箇所一覧 ※令和4年5月：最終改訂版

目次	ページ	修正	修正場所	概要
4. 運輸安全マネジメント				
4-1 運輸安全マネジメントの的確な実施について	96	○	4-1運輸安全マネジメントの的確な実施について	安全管理の進め方に関するガイドライン改正にあわせて見直し更新、及びURLとQRコードの追加 参考URL：https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/documents.html
4-2 運輸安全マネジメントの概要				
1 運輸安全マネジメントの概要	97	-		
	98	-		
	99	○	表(第三者認定機関)	最新の状況にあわせて更新
	100	○	表(セミナー実施機関)	最新の状況にあわせて更新
4-3 規程等義務付け外事業者（車両数概ね100両未満）が講ずべき措置				
1 中小規模事業者を対象とした安全管理の進め方	101-104	○	ポイント及び解説	安全管理の進め方に関するガイドライン改正にあわせて全体的に見直し更新
4-4 規程等義務付け事業者が講ずべき措置				
1 義務付け事業者を対象とした安全管理の進め方	105-112	○	ポイント及び解説	安全管理の進め方に関するガイドライン改正にあわせて全体的に見直し更新
2 安全管理規程の届出	113	○	ポイント1.及び2.	保有車両数の見直し（200両以上とする対象範囲の拡大）に伴う更新
3 安全管理規程の内容	114-116	-		